



基本的な考え方

第 5 次地域福祉活動計画 基本理念

『みんなが参加し支えあうまちづくり』
～千代田区に住み、働き、学ぶ
80 万人福祉のまち～

人生 100 年時代の今日、高齢になっても障がい等があっても健康で生き生き暮らし続けることは全ての方の望みです。そのためには、若いときから健康に関心を持ち、加齢によるさまざまな衰えに気づき対応するフレイル予防が重要となります。昭和、平成、令和と時代が進み、超高齢化や核家族化・単身世帯の増加など、社会情勢、家族・生活形態が大きく変化しています。そのため、対象ごとに整備されてきた社会保障制度も一つの制度では解決できない複合的な課題が見受けられるようになり、解決にあたっては、各機関が連携するとともに、地域全体で支え合うしくみづくりが必要になっています。

これまで社協では、福祉の困りごとを個人の課題としてではなく、地域の課題として地域全体で考え、行動する福祉のまちを目指し、その基本理念を「みんなが参加し、支えあうまちづくり」として掲げ、取り組んできました。しかし、こうした状況は、今なお大きな課題となっており、むしろその重要性はますます高まっています。

さらに千代田区は、マンション等集合住宅で暮らす区民が全体の約 90%を占め、さらに企業や大学の立地が多く、人口 6 万 5 千人に対し、83 万人もの人が働き、学び、集まるまちであり、「地域の力」を発揮するためには、いかにそうした多様な主体や人々(みんな)が、地域の課題を自分ごととして捉え、それぞれが役割を担いながら連携・協働による取り組み(支えあい)を進めていくことができるかが大きなカギを握っています。

このような地域福祉を取り巻く社会情勢や千代田区の特性を踏まえ、引き続き「みんなが参加し、支えあうまちづくり」とし、サブタイトルとして「千代田区に住み、働き、学ぶ 80 万人福祉のまち」を掲げ、理念に基づいた計画の策定と施策・事業の展開を推進します。

事業の柱

- 1 住民主体の活動の場の支援と創出
(地域福祉推進事業 担当:地域支援係)
- 2 在宅生活を支える住民参加型たすけあい事業の強化
(地域福祉推進事業 担当:地域支援係)
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
(成年後見制度推進事業 担当:成年後見係)
- 4 成年後見制度利用促進アクションプランの策定
(成年後見制度推進事業 担当:成年後見係)
- 5 権利擁護支援の担い手育成と強化
(成年後見制度推進事業 担当:成年後見係)
- 6 福祉ボランティア活動の推進とコーディネート機能の強化
(ボランティア活動支援事業 担当:ボランティア係)
- 7 災害ボランティアセンターの体制強化と災害ボランティアの普及
(ボランティア活動支援事業 担当:ボランティア係)
- 8 企業ボランティアと団体などのマッチング機能強化
(ボランティア活動支援事業 担当:ボランティア係)

主な内容

- 地域課題解決を目的とする住民主体の活動を支援するために、生活支援コーディネーターを中心に次の取り組みを進めます。
 - ①ささえ愛まち会議での検討に基づく住民主体のプロジェクトの支援
 - ②住民主体の活動に必要な地域福祉資源(ボランティアや地域住民の活動団体や居場所など)の情報把握、発信、新たな創出
 - ③福祉部連絡会や学習会などを通じ、町会福祉部や活動団体間のつながりづくりと活動の推進
- 増加と多様化が進む生活支援ニーズに対応するために、住民参加型のたすけあい事業(ふたばサービス・ファミリーサポートセンター)の支援会員の増強と、リスク管理やレベル別研修などを通じて質の充実を図ります。また、会員同士のつながりをつくり、住民相互のたすけあい活動の活性化を目指します。
- 判断能力に不安のある高齢者や障がい者、身寄りがいない、いても協力が得られない方々等課題を抱える人々の変化に早期に気づき、迅速、柔軟に対応することができるよう、行政・医療・介護や法曹関係者等と定期的に情報共有の機会をつくり、支援が必要な方の意思を尊重したチーム支援ができる連携体制づくりに取り組みます。
- 認知症高齢者や精神障がい者等の増加に伴い、本人の権利を守るための支援体制が必要になります。成年後見制度開始 20 年となり、区の成年後見利用促進基本計画策定に向け、課題を整理し、制度の正しい理解を促進し、区民が安心して利用し、メリットを実感できる権利擁護のしくみについて協議します。
- 同じ地域住民の立場・視点で本人に寄り添い、意思決定支援を行う、権利擁護支援の担い手(地域生活支援員・区民後見人等)の活動を広く周知するとともに、すでに活動している方々の資質向上のための新たな研修体系づくりに取り組みます。
- 福祉ボランティアの活動を促進するために、区民向けに基本的な考え方や情報を 1 冊にまとめたハンドブックと、ボランティアを受け入れる介護、医療、福祉等の専門職に向けたコーディネート方法がわかるハンドブックを作成します。
●既存の制度やサービスでは対応が難しい区民の福祉課題と、ボランティアセンターに登録しているボランティア、団体等をコーディネートし、福祉課題に対応していきます。
- 災害ボランティアを普及していくため、リーフレットを作成・配布、またフォーラムや養成講座を開催して啓発を行います。
●災害ボランティアセンターを運営するにあたり、ニーズ把握やボランティアのコーディネート、情報発信や関係機関との連携などを学ぶために、開設・運営のシミュレーション訓練を実施します。
- 地域の福祉課題と企業の社会貢献活動をつなげ、企業や団体の強みを活かした課題解決を図る企業ボランティアプロジェクトを発足して、企業ボランティアの活動を推進します。



事業の柱

9 運動機能向上のためのトレーニングマシン・スペースの運営強化とフレイル予防事業の展開
(高齢者活動センター事業 担当:高齢者活動センター)

10 定例化した居場所「Ciaoさん」の継続実施と、他団体との協働による多世代交流事業の実施
(高齢者活動センター事業 担当:高齢者活動センター)

11 介護・福祉人材の育成・充実
(研修センター事業 担当:人材サポート係)

12 外神田一丁目公共施設(仮称)の準備・開設
(法人運営事業 担当:総務係)

13 法人運営の基盤強化
(法人運営事業 担当:総務係)

主な内容

●トレーニングマシン利用者が増加しており待ち時間が生じることもあり、また利用者の安全面を第一優先とすることを目的として、トレーニングマシンを4台増設するとともに、健康運動指導士もしくは介護予防運動指導員が常駐して運営体制の強化を図ります。
●健康づくり事業だけでなく、「かがやき大学」など他の事業においても、フレイル予防を意識した事業展開をしていきます。
●出張事業の実施や、多くの来場者が集まるイベント等で、活動センターの周知を強化し、新規登録者の開拓に努めます。

●毎月定例で実施する「みんなのおうちCiaoさん」を広く周知し、顔の見える住民同士の関係づくりをすすめるとともに将来の担い手づくりを意識した事業を展開していき、拠点としての機能を強化していきます。
●区内他団体や企業・学校等との協働による、親子向けの講習会やワークショップなど、様々なプログラムを実施し、より多くの方が参加し、集い、交流する多世代交流事業を展開していきます。

●医療ボランティアを養成し、医療機関でボランティア活動を行うことで、将来的に地域での活動につながるような取り組みを目指します。
●介護職が自宅へ訪問し、家族介護者への介護技術の指導や精神的な負担の軽減を図るなど、訪問型の介護研修を試行的に実施します。
●介護・福祉・医療職が支援に困難を感じる事例に対し、第三者のスーパーバイザー(※)から助言等を受け、支援方法を見出していく事例検討型の研修を行います。
(※)トラブルや様々な問題に対処できるように助言・指導をおこなう役割
●介護職員の就職理由は実習がきっかけになることも多いため、社会福祉士・介護福祉士実習指導者講習会の受講費を助成し、各施設での実習の受け入れ促進と実習指導者の体制強化を図ります。

●令和3年1月に竣工予定の外神田一丁目公共施設(仮称)内に社協の分室を開設し、社協事務局と連携をとりながら、ご近所福祉活動やサロン活動支援等を中心に、神田公園、万世橋、和泉橋地区でこれまで以上にきめ細やかに地域福祉活動を推進していきます。

●令和3年度から指定管理事業を再度受託する予定であることに加え、外神田一丁目公共施設(仮称)の開設も予定していることから、より効率的機能的に事業を推進し、これまで培ってきた地域社会との“顔の見える関係”をさらに広げ、多様な社会資源との連携強化を図るため、組織体制の再構築と職員体制の整備を行います
●これまでの紙媒体の情報発信に加え、スマートフォンの普及や、SNS(ソーシャルネットワークサービス)の利用者拡大に合わせて、ひとり一人に情報が行き渡るようIT等を活用した情報発信の仕組みづくりに努めます。
●情報発信機能の強化とともにインターネットを使った本会広報機能を高めながら、都心区の特徴を活かし、区内企業等に対して、本会ホームページへの広告掲載依頼を積極的に展開するなど、自主財源の確保に努めます。

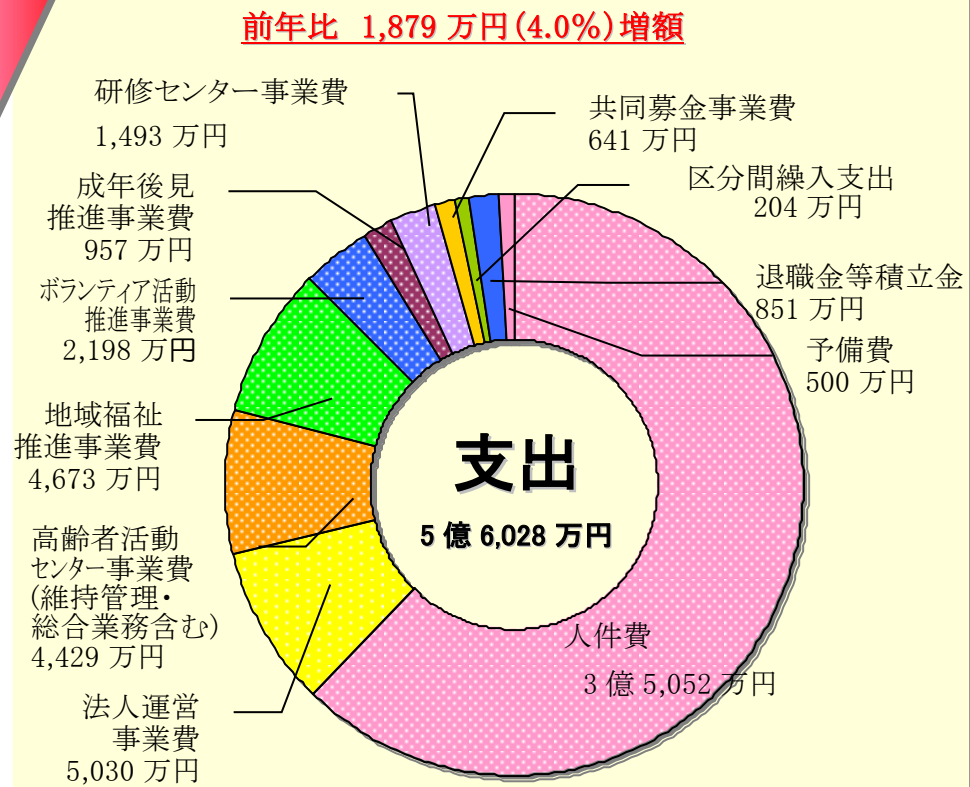
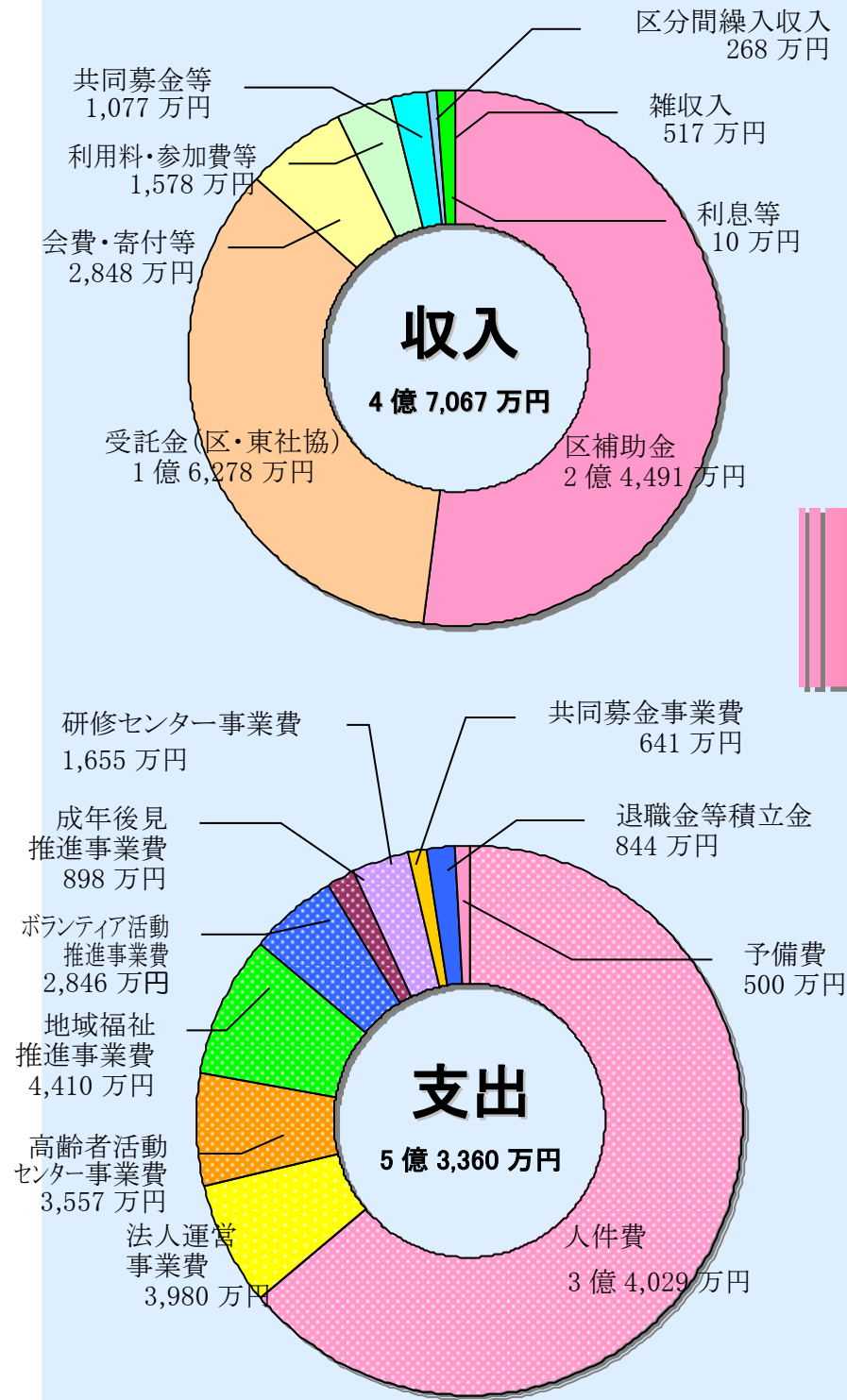


※予算(案)の詳細については、別冊「令和2年度 事業計画・予算(案)」をご覧ください。

令和元年度予算

令和2年度予算(当初)

主な増減



- 【収入について】**
<増額>
 ① 区補助金(1,398万円)
 ○定期昇給分と職員増員に伴う人件費の増額
 ○外神田一丁目公共施設(仮称)開設にともなう事務費の増額
 ② 受託金(区・東社協)(411万円)
 ○ファミリー・サポート・センター事業の人件費の増額
 ○フレイル予防対策に伴う高齢者活動センターのトレーニングマシン増設(4台)および利用者の安全確保のための運動指導員設置に伴う増額
 ③ 区分間繰入収入(204万円)
 ○成年後見推進機関事業の後見報酬を予算化したことによる増額
- 【支出について】**
<増額>
 ① 人件費(1,023万円)
 ○定期昇給分とファミリー・サポート・センターおよび外神田一丁目公共施設(仮称)開設に伴う職員増員による増額
 ② 法人運営事業(1,050万円)
 ○外神田一丁目公共施設(仮称)開設にともなう初度調弁ならびに引越し費用等の事務費の増額
 ③ 高齢者活動センター事業費(872万円)
 ○フレイル予防対策に伴う高齢者活動センターのトレーニングマシン増設ならびに利用者の安全確保のための運動指導員設置にともなう増額
 ④ 地域福祉推進事業費(263万円)
 ○地域福祉活動提案事業のうち、ふれあいサロン事業助成を移管したことによる増額
 ⑤ 成年後見推進事業費(59万円)
 ○成年後見制度利用促進アクションプラン策定に伴う経費の増額
- <減額>**
 ① ボランティア活動推進事業費(648万円)
 ○地域福祉活動提案事業の一部を地域福祉推進事業費へ移管したことによる減額
 ② 研修センター事業費(162万円)
 ○介護・福祉従事者スキルアップ期間限定事業の終了に伴う減額
 ③ 区分間繰入支出(204万円)
 ○成年後見推進機関事業の後見報酬を予算化したことによる増額

令和元年度収支差額 ▲6,293万円

前年比 2,668万円(5.0%)増額
収支差額 ▲7,082万円(※)

※収支差額については前期繰越額(7億0,935万円)から充当します。
これは、社会福祉充実計画(内部留保金2億円)による計画的な支出です。